

_____防火・防災消防計画

第1章 総則

第1節 計画の目的及び適用範囲等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項及び消防法第36条に基づき、防火管理及び防災管理に必要な事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害（以下「火災、地震等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、次の者及び部分に適用する。

- (1) _____内に勤務し、出入りするすべての者
- ▲(2) _____の防火管理及び防災管理上必要な業務（以下「防火・防災管理業務」という。）を受託している者

（▲は、該当する場合に記載するものである。以下同じ。）

2 この計画を適用する場所の範囲は、_____及び敷地内のすべてとする。

(災害想定)

第3条 この計画は、大規模地震発生時（震度6強程度）における別表1「災害想定」に基づき、当該災害想定に対応した対策を行うものとする。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第4条 管理権原者は_____とし、防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

2 管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）として選任（解任）すること。
 - (2) 防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、火災対応及び大規模地震対応等について必要な指示を与えなければならない。
 - (3) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防組織の本部（防災センターに設置。以下「自衛消防本部」という。）の設置を指示するものとする。
 - ▲(4) 一部委託した防火・防災管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。
- 3 管理権原者は、防火上の建築構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

▲（防火・防災管理業務の委託）

第5条 防火・防災管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者等の指示、命令の下に適切に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した建物全体についての防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告するものとする。
- 3 受託者の建物全体についての防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表2「防火・防災管理業務委託状況表」のとおりとする。

第3節 防火・防災管理者の責務等

（防火・防災管理者の責務）

第6条 防火・防災管理者は_____とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 自衛消防組織に係る事項
- (5) 防火・防災に関する法定点検の立会い
- (6) 消防機関への各種届出、点検、整備の実施、連絡及びこれらの書類の防火管理維持台帳への編冊、整理、保管
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 収容物等の落下、移動の防止措置
- (9) 関係機関との連絡
- (10) その他防火・防災上必要な事項

第2章 予防的事項

第1節 火災、地震等に共通的事項

（防火・防災管理状況の把握）

第7条 防火・防災管理者は、建物全体の防火・防災管理業務に必要な実態を別表3「予防管理表」及び「別図1」により把握するものとする。

（点検・検査）

第8条 防火対象物及び防災管理対象物並びに消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

- (1) 防火対象物及び防災管理対象物の法定点検

ア 防火対象物及び防災管理対象物の法定点検は、資格者又は点検設備業者_____に委託して実施する。

イ 防火・防災管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者_____に委託して、____月と____月の年2回実施する。

イ 防火・防災管理者は、法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主検査は、次による。

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、_____が別表4「消防用設備等自主点検チェック表（定期）」により、定期的な法定点検（6か月ごとに1回）の合間に、おおむね2回以上行う。

イ 防火・防災管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて実施しなければならない。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

建物、避難施設、防火設備、排煙施設（設備）及び火気使用設備器具等の自主検査は、_____が別表5「防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）」により定期的に行う。

（消防用設備等の機能維持）

第9条 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、防火・防災管理者は改修計画を策定する。

2 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき管理権原者の責任により行う。

（工事中の安全対策）

第10条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令適合の状況確認や工事中の火気管理等の確認など防火・防災上の安全対策に関する事項は、この計画に定める事項を遵守するとともに、防火・防災管理者が工事中の安全対策を策定する。

2 防火・防災管理者は、増築・模様替え・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火・防災上の確認を行うものとする。

▲（内装制限等の遵守）

第11条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

（避難経路図の掲示）

第12条 防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、避難経路図を掲示するものとする。

(定員・収容人員の管理)

第13条 防火・防災管理者は、本建物の定員を遵守するとともに、催物等により臨時に定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行う。

(休日・夜間等の対応)

第14条 防火・防災管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、別表6「休日・夜間等の防火・防災管理体制」の防火・防災管理体制により対応するものとする。

(関係機関との連絡)

第15条 統括防火・防災管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火・防災管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火・防火管理維持台帳への記録)

第16条 防火・防災管理者は、防火・防災管理業務の実施結果及び防火・防災管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火・防災管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

第2節 火災に関する事項

(出火防止対策)

第17条 火気使用設備器具、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守し、防火・防災管理者が責任を持って行うものとする。

(従業員等の遵守事項)

第18条 従業員は、火気管理、出火防止及びこの計画を遵守し、火災予防を行うものとする。

(放火防止対策)

第19条 防火・防災管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 階段室、トイレ等死角となる場所について、必要に応じて不定期的な巡回監視を行う。

(危険物品等の管理)

第20条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止とする。

ただし、本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
- (3) 危険物がもれ、あふれ又は飛散しないようにすること。
- (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき貯蔵・取扱うこと。

- (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第21条 防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

- (1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。

ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

- (2) 火災の延焼を防止するための防火設備

ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

- 2 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3節 地震等に関する事項

(収容物等の転倒・落下・移動防止措置)

第22条 防火・防災管理者は、建物全体の施設、設備・機器等の転倒・落下・移動防止措置を行う。

- 2 防火・防災管理者は、収容物等の転倒・落下・移動防止措置等の確認については、別表7「転倒・落下・移動防止措置等の自主点検チェック表（定期）」により建物等の自主検査に合わせ実施し、不備欠陥が発見された場合は、応急措置を行うとともに、改修計画を策定する。

(ライフラインの途絶に対する予防措置)

第23条 防火・防災管理者は、地震時のライフラインなどが途絶する場合の予防措置として、次のことを行う。

- (1) 停電に備えて、発電機及び携帯用照明器具等の確保を図るとともに平素からこれらの取扱要領を従業員等に習得させておく。
- (2) ガスの供給停止に備えて、カセットコンロボンベ等の確保を図る。
- (3) 断水に備えて、建物全体で保有する水量の把握とともに、生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。
- (4) 通信不全に備えて、電話回線の複線化及びトランシーバー、拡声器等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からこれらの取扱訓練を行う。

(地域防災計画等との調整)

第24条 防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市町村等が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測、防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性に努めるものとする。

第3章 応急対策的事項

第1節 火災、地震等に共通的事項

(自衛消防組織の編成等)

第25条 火災、地震等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成する。

- 2 自衛消防組織は、統括管理者が統括指揮する。
- 3 統括管理者は、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。
- 4 自衛消防組織には、統括管理者不在時の任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という。）を定める。
- 5 自衛消防組織には、本部隊及び地区隊を編成するものとする。
- 6 本部隊には、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班を置き各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。
- 7 本部隊は、自衛消防本部を活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊に配置する。
- 8 地区隊は、各階の自衛消防組織の人員をもって編成する。
- 9 自衛消防組織の編成及び主な任務は、別表8「自衛消防組織の編成表」、別表9「自衛消防組織の任務」のとおりとする。

(自衛消防組織の活動範囲)

第26条 自衛消防組織の活動範囲は、原則として_____ビル全体とする。

- 2 隣接する建物等からの火災による延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、統括管理者の判断に基づき活動する。

(本部隊の任務)

第27条 本部隊は、火災等において強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。

- 2 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。
 - (1) 本部隊の指揮班、通報連絡（情報）班は、本部員として自衛消防本部（防災センター）において統括管理者の指揮の補佐を行い、次の任務にあたる。
 - ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握及び情報内容の記録
 - イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
 - ウ 在館者に対する指示
 - エ 関係機関や関係者への連絡
 - オ 消防用設備等の操作運用
 - カ 避難状況の把握
 - キ 地区隊への指揮や指示
 - ク その他必要な事項
 - (2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、地区隊長の指揮のもとで

現場員として火災等発生場所における任務にあたる。

- (3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
- (4) 現場員は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、統括管理者が指定した指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務にあたる。

(地区隊の任務)

第28条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災等において、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

- 2 火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、統括管理者の命令により行うものとする。

(自衛消防組織の運用)

第29条 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

- 2 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、別表6によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。
 - (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者等の避難誘導を行う。
また、管理権原者、防火・防災管理者、統括管理者に、別に定める緊急連絡網により急報する。
 - (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況、建物の構造等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。
- 3 休日・夜間等に発生した火災等に対しては、在館中の従業員は協力するものとする。

(自衛消防組織の装備)

第30条 自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、別表10「自衛消防活動装備品リスト」に定める。

- 2 本部隊の装備品は、防災センターなどに保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。

(指揮命令体系)

第31条 管理権原者は、火災等発生の情報を覚知した場合は、統括管理者に対し、防災センターに自衛消防本部を設置するよう指示するものとする。

- 2 統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等を下に、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう早期に自衛消防活動体制を確保する。
- 3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下で協力を行うものとする。
- 4 防火・防災管理業務の一部を受託した事業者から派遣されている警備員等は、本部隊又は地区隊の下に行動するものとする。

第2節 火災に関する事項

(火災発見時の措置)

第32条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに出火の場所、状況等を速報するとともに、周辺の者に火災を知らせるものとする。

- 2 防災センター勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは、直ちに係員を現場に派遣するとともに非常電話等で火災の状況を確認する。
- 3 防災センター勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、統括管理者に報告し、必要により放送設備により周知する。
- 4 各地区隊の通報連絡班は、出火場所、火災の状況等を防災センターに報告する。

(通報連絡)

第33条 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報する。
 - (2) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。
 - (3) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
 - (4) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
 - (5) 情報収集内容の記録
- 2 地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。
- (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
 - (2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認
 - (3) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (4) 防火区画形成状況の確認
 - (5) 危険物品等の有無の確認
 - (6) 前(1)～(5)の情報の統括管理者及び地区隊長への報告
 - (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

第34条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

- 2 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、統括管理者の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第35条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階（出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階）を優先して避難誘導するものとする。

- 2 エレベーター・エスカレーターによる避難は、原則として行わないものとする。
- 3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。
また、忘れ物等を取りに戻る者のないように万全を期するものとする。
- 4 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合

的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。

- 5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。また、聴覚障害者、外国人等については、担当者を指定して避難させるものとする。
- 6 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。
- 7 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター）に連絡しなければならない。
- 8 避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター）に報告するものとする。
- 9 地区隊の避難誘導班は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

（安全防護）

第36条 本部隊及び地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
- 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
- 4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。
- 5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
- 6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。
- 7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行うものとする。

（救出救護）

第37条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊等の活動の支障のない安全な場所に設置するものとする。

- 2 本部隊及び地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。
- 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。
- 4 逃げ遅れた者の情報を得た場合は、応急救護班は現場に急行し、特別避難階段附室等安全な場所へ救出するものとする。

（消防機関への情報提供等）

第38条 本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行うものとする。

- (1) 消防隊の進入路及び特殊車等の停車位置の確保
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有

無などの情報の提供

(4) 自衛消防本部等の設置場所

第3節 地震に関する事項

▲（緊急地震速報受信時の対応）

第39条 防災センター勤務員は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに総括管理者及び統括防火・防災管理者に報告する。

- (1) 避難口等の防火戸等の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う。
- (3) 火気使用設備器具の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

（発生時の初期対応）

第40条 地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。

2 初期情報の収集

同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから次の活動を行う。

- (1) 情報は災害活動の拠点となる防災センターに一元化し収集する。
- (2) 防災センター勤務員は、建物図面等の関係資料を準備する。
- (3) 防災センター勤務員は、総合操作盤、館内モニター、館内巡視員等から情報収集をする。
- (4) エントランス総合案内所、地下駐車場等からも広く情報収集する。

3 防災センター機器障害発生時の対応
防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、通報連絡（情報）員を増強し、建物内を巡回させ情報収集を行う。

4 安心情報の提供

防災センター勤務員は、揺れがおさまった後、早期に館内一斉放送を行い、在館者等の不安感等を和らげるための放送を開始する。

- (1) 建物内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
- (2) 負傷者情報を防災センターに提供するよう呼びかける。
- (3) 余震等による落下物等からの身体防護を呼びかける。

5 初期対応

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。
- (2) 統括管理者は、在館者等の安全を確保するため次の内容を放送する。

ア エレベーターの使用禁止

イ エスカレーターの使用禁止

ウ 落下物からの身体防護の指示

エ 屋外への飛び出しの禁止

- (3) 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について別表5

に基づき点検を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

(被害状況の確認)

第41条 統括管理者は、建物全体の被害状況及び活動状況に関する情報を収集し、一元的に管理する。

2 被害状況及び活動状況の把握

- (1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害状況及び活動状況について報告を受ける。
- (2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。
- (3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡（情報）班を増強し、総合操作盤、館内監視カメラ、地下駐車場モニター、設備モニター等の機器情報及び館内巡回等による情報収集を強化する。

3 被害状況等の伝達

- (1) 統括管理者は、地区隊長に建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害対応活動の円滑化を図る。
- (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により建物の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者等の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて次の事項について館内放送で伝達する。
 - ア 帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況
 - イ 二次災害に備えた余震、津波等の発生危険

(救出救護)

第42条 救出活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関の迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となって行う。

2 救出救護の原則

- (1) 救出活動現場で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出活動は、人命の危険が切迫している人から救出する。

3 二次災害の防止

- (1) 救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。

4 応援の要請等

- (1) 地区隊長は、救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
- (2) 建設土木重機等が必要な場合は、協定した建設業者等に当該重機及び操作技術者等の派遣を要請する。

5 応急救護所の設置及び搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、応急救護所を設置する。
- (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。

- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合の応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要し、かつ消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。
- (4) 救出した人には、救出した場所、時間等を記入した負傷者カードを掲示し、救護活動を行う。

(エレベーター停止への対応)

第43条 統括管理者は、速やかに各エレベーターの停止位置を確認し、次の活動を行う。

- (1) 本部隊は、インターホンで各エレベーターに呼びかけを行い閉じ込められた者の有無について確認する。
- (2) 閉じ込められた者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉じ込められた者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンで閉じ込められた者への呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込められた者を落ち着かせる。
- (4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等を習熟した者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れる等緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。
- (5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

2 復旧対策等

- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止の措置を徹底する。
- (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
- (3) 地震後の早期復旧についてエレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

3 報告等

- (1) 従業員等が、エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともに、負傷者の有無等について伝える。
- (2) エレベーターの閉じ込めを発見した場合は、防災センターに報告する。

(地震による出火防止への対応)

第44条 地震による火災は、同時多発するとともに消火設備等の機能の低下により対応が困難となることから出火防止等を徹底する。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源の遮断及び燃料バルブ、ガスの元栓の閉鎖等の出火防止を行う。
- (2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖を行う。

2 初期消火

- (1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険箇所に初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

第45条 統括管理者は、総合操作盤、館内モニター等からの情報、本部隊通報連絡(情報)班及び地区隊長等からの被害情報を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

- (1) 地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッター等の開閉状況を確認させ、安全な避難路を選定するとともに統括管理者に報告する。
- (2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
- (3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。

2 スプリンクラー設備等の機能障害への対応

- (1) スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求め、消火器や水バケツを集結し消火にあたる。
- (2) 統括管理者は、スプリンクラー設備からの不時散水状況を把握し、安全防護班に水損防止の措置を行わせる。

3 安全区画の形成

- (1) 安全防護班は、防火戸、防火シャッターの自動閉鎖機能に障害が生じた場合は、手動操作により行う。
- (2) 地区隊長は、建物の損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ、安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び統括管理者への報告を行う。

(ライフライン等の機能不全への対応)

第46条 ライフライン等の機能不全への対応については、本計画に定めるほか、各事業所の消防計画に定めるものとする。

2 停電への対応

- (1) 防災センター勤務員は、自家発電機設備の始動を確認するとともに館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
- (2) 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、懐中電灯等について確保する。
- (3) 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害の防止のためブレーカー等の遮断を徹底する。
- (4) 長時間の停電に備えて自家発電機設備の燃料の補給を行う。

3 ガス供給停止への対応

- (1) ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。
- (2) 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- (3) ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに退避させ、火源(電灯、スイッチ等による引火爆発を含む)に注意して拡散させる。

4 断水への対応

- (1) 統括管理者は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。
- (2) 飲料水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- (3) 災害活動の長期化にともなう生活用水等の確保については、時期を失することなく要請す

る。

5 通信障害への対応

- (1) 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長、地区隊長との間に複数の連絡手段を確保する。
- (2) 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員等の安否等については、災害伝言ダイヤル等を活用する。

6 交通障害への対応

- (1) 交通機関の運行状況に関する情報収集を強化する。
- (2) 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。
- (3) 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。

7 活動支援体制の強化

災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部の機能を強化し、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給を行う。

(避難誘導)

第47条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図2「避難判断基準」に基づき避難するか、建物内に残留するかを判断する。

2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行う。

(避難命令の伝達)

第48条 避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者、外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。

(避難上の留意事項)

第49条 統括管理者は、地震時の避難については在館者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

- (1) 建物の損壊危険等がある場合は、在館者等を屋外の安全な場所に避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、在館者等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒・落下・移動に注意しながら、柱の回りや壁際など安全な場所で待機させる。
- (3) 統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、幼児・老人を優先し、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
- (4) 統括管理者は、避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

2 一次退避場所への避難

- (1) 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒・落下・移動、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、建物内の退避場所へ従業員等を避難させる。
- (2) 地区隊長は、傷病者等自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
- (3) 地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

3 避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域

防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

- (1) 避難場所に誘導するときは、避難場所（福島市_____町「_____公園」）までの順路、道路状況、被害状況について説明する。
- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては、拡声器やメガホン等を活用するとともに、避難者の先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

（帰宅困難者対策）

第50条 帰宅困難者となるおそれのある従業員等に対する支援の確保及び情報の提供等については、本計画に定めるものとする。

2 統括管理者は、帰宅困難者に対し、次のことを行う。

- (1) 交通機関の運行状況及び道路等の被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に伝達する。
- (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示
- (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供
- (4) 救護施設の設置指示と救援物資の支給
- (5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

（ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止）

第51条 統括管理者は、地震後の建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため、点検・検査員及び安全防護班員に次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用器具及び電気設備等からの火災発生要因の除去又は使用禁止の措置を行う。
- (2) ガス配管等からの漏洩の有無のチェック、漏洩防止処置及び立ち入り禁止措置を行う。
- (3) 危険物品等からの火災発生要因の除去及び安全な場所への移動又は危険場所への立入禁止の措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結して管理する。
- (5) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う配管等の漏洩防止措置を行う。
- (7) 避難経路の確保及び建物内損壊箇所等の応急措置を行う。

（復旧作業等の実施）

第52条 防火・防災管理者は、復旧作業及び建物を使用再開するときは、十分に連携し、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 使用再開にあたっては、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとと

もに従業員等に周知徹底する。

第4節 警戒宣言等が発せられた場合の対策

(警戒宣言等の対応)

第53条 防火・防災管理者は、警戒宣言等の発令が出された場合、次の事項について必要な指示・命令を行う。

- 1 管理権原者への伝達
- 2 自衛消防組織に対する指示
- 3 本建物内の在館者等への伝達
- 4 火気等の使用に関する留意事項の伝達
- 5 各事業所で実施する被害防止措置
 - (1) 窓ガラス等の落下・散乱防止措置
 - (2) 照明器具等の落下防止と固定
 - (3) 事務室内の事務機器等の落下・転倒・移動防止措置
 - (4) 工事及び高所作業を行う者への工事資機材等の転倒・落下・移動防止等の安全措置
- 6 警戒宣言等に関する情報の収集
- 7 その他必要な事項

(その他の災害に対する対応)

第54条 従業員等は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は、統括管理者（本部・防災センター）に連絡するものとする。

- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合や原因不明で多数の死傷者等が発生した場合は、本部員に周囲の立入禁止措置を行い、従業員等を避難させる。
- 3 統括管理者は、第1項の情報を消防、警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

第4章 教育訓練

第1節 教育

(管理権原者の取組)

第55条 管理権原者は、自らの防火・防災管理に関する知識と認識を高めるため、防火・防災に関するセミナー、講演会、自衛消防訓練等に参加し、建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。

- 2 管理権原者は、防火・防災管理者等及びその他の防火・防災管理業務に従事する者の防火・防災教育について計画的に実施し、防火・防災意識と災害対応力の向上を図るものとする。

(防火・防災管理者の教育)

第56条 防火・防災管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し防火・防災管理に関する知識・技術の向上に努める。

- 2 防火・防災管理者は、従業員等の防火・防災意思の高揚のための講習会及び研修会等を行う。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第57条 防火・防災管理者は、自衛消防業務に従事する者への教育の実施計画を作成し実施するものとする。

2 本部隊の班長については、自衛消防業務講習を受講するよう努めること。

3 本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するように指導するものとする。

(従業員等の教育)

第58条 防火・防災管理者は、従業員等に対し次の防火・防災教育を行う。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 自衛消防組織の編成とその任務
- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (4) 防災センターの役割とその重要性
- (5) 地震対策に関する事項
- (6) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (7) その他防火・防災管理上及び自衛消防活動上必要な事項

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第59条 防火・防災管理者及び統括管理者は、従業員等を対象とし、火災、地震等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的に行うものとする。

1 総合訓練

2 部分訓練

- (1) 通報訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出救護訓練
- (5) 安全防護訓練

3 その他の訓練

- (1) 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上訓練
- (2) 自衛消防活動に供する設備機器及び装備等の取扱訓練

4 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期

訓練種別	実施時期	備 考
火災想定訓練	月 月	通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震想定訓練	月 月	避難の訓練を主体とした総合実施する。
部分訓練	月 月	通報、消火、避難の訓練を必要に応じ個別に実

		施する。
--	--	------

(2) 統括管理者は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

(3) 訓練参加者は、自衛消防組織を含む全ての従業員とする。

(訓練時の安全対策)

第60条 統括管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第61条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに訓練結果について検討会を開催する。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

2 防火・防災管理者は、検討結果を別表11「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録・保管し、以後の訓練に反映させるものとする。

3 防火・防災管理者は、検討結果を基に管理権原者に報告するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第62条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防署へ通報するものとする。

附則

この計画は、 年 月 日から施行する。

別表 1

災 害 想 定 （ 例 ）

建物の概要 (所在地、階数、構造、延床面積、用途等)	福島市内に所在、地上12階、地下1階、延床面積70,000㎡、エレベーター6機（常用5機・非常用1機）、建築年2002年、複合用途<事務所・店舗・飲食店・多目的集会場>
発地震の地震の情報（震度、時間、曜日等）	直下型震度6強、地震発生日時：〇月頃の〇曜日、12時30分
その他のシナリオ条件 (在館者数、従業員数、火気使用状況、天候、温度等)	オフィス残留者500人、多目的集会場来場者500人・従業員15人、レストラン利用者150人・従業員25人、店舗利用者1,000人・テナント従業員100人、天候：晴れ、気温：33℃

被害種類と考慮すべき態様	番号	①被害想定（被害の具体的事象）	②応急的対策事項
1、建物等の基本被害	1	建物構造の一部に被害を確認した。（多目的集会場内の壁にひびが入り小損害。）	応急判定士や建築技術者により、建物の損傷箇所を目視・確認する。
	2	外壁・窓ガラス・看板の一部が落下し、建物周囲にガラスが散乱する。	利用客や外部者を建物周囲へ近づけない。
	3	複数店舗天井が落下する。照明器具も落下し破損し、ガラス片が飛散する。	利用客を近づけない。破損ガラスの片付け清掃。
2、建築設備等被害	4	揺れにより非常用自家発電機が損壊し、機能しない。	懐中電灯で明りをとる。非常用自家発電機を修理する。
	5	ボイラー用の燃料タンクから重油が漏洩する。	燃料の回収作業を行う。
	6	高層オフィス階のエレベーターが非常停止してテナント企業の従業員が閉じ込められる。	非常用インターホンでの負傷者の有無の確認と、消防隊・エレベーター管理会社への連絡。
	7	エスカレーターの急停止により来場客が将棋倒しになり数名の負傷者が発生する。	エスカレーターへの立入禁止看板を立てる。
3、避難施設等被害	8	非常用放送設備が断線により使用不能になり、防災センターからの避難誘導ができなくなる。	各テナントまで防災センターから連絡員を派遣する。無線がある場合は無線を利用して連絡を試みる。
	9	高層階で、オフィス内のキャビネット転倒により、テナント企業従業員が閉じ込められる。	公設消防隊への連絡。チョークによるマーキングやドアノブに蛍光リングを活用するなど安否確認を行う。パールによるこじ開けを試みる。
	10	多目的集会場の出入口に避難者が殺到し、負傷者が発生する。	避難誘導係を十分な人数配置する。
4、消防用設備等	11	配管破裂・ヘッド損傷によって漏水し、スプリンクラーが使用不能となる。	配管破裂・ヘッド損傷によって漏水し、スプリンクラーが使用不能となる。
	12	煙感知器連動の防火戸が故障で作動しない。	誘導員の配置により、立入り禁止措置をとる。
	13	商品陳列棚の移動などにより、防火シャッターが閉鎖障害となる。	障害物を除去し、防火区画を適切に形成する。閉鎖障害があった旨を防災センターへ知らせる。
	14	火災感知器の配線が断線し、機能停止する。	火災が発生していないか現場確認を行う。防災センター被害状況を報告する。

被害種類と考慮すべき態様	番号	①被害想定（被害の具体的事象）	②応急的対策事項
5、収容物等被害	15	吹き抜け上部に吊るされた看板や天井などが落下する	吊看板や剥がれかかった天井の下に近づかない。
	16	テナントのコンビニ店舗の商品が多数転倒・落下する。	大きな陳列棚や什器に近寄らない。
	17	オフィスのパーテーションが転倒し負傷者が発生する。	負傷者を応急救護室へ運び、応急手当をする。
	18	店舗のガラスパーテーションが外れ破損する。	破損したガラスに近づかない。
6、ライフライン等被害	19	断水により飲料水を確保できなくなり、トイレが使用できない。	受水槽から水を取りバケツに溜めておく、仮設トイレを設置する。業者に修理依頼の連絡をとる。
	20	受変電設備が地震の振動による横ズレにより機能停止し、停電が発生する。	窓のカーテンを開く。無窓廊下では懐中電灯を準備する。
	21	電話が輻輳してなかなか繋がらない。そのため、自衛消防隊員同士が連絡をとれず、テナント企業も本社への連絡が取れなくなる。	各テナントから防災センターへ連絡員を派遣して情報を得る。
	22	電話線が普通となり、消防への救助要請ができない。	防災センターから最寄りの消防署まで連絡員を派遣する。
	23	建物の倒壊、道路の亀裂などによって交通網が寸断され、多数の帰宅困難者が発生する。	帰宅難民が寝泊りできるよう、ホールを開放する。また、非常食・水の配給し仮設トイレを設置する。
	24	交通網の寸断により公設消防が到着せず、消火や救助活動が困難になる。	消火器、消火栓を用いた独力による迅速な初期消火。独力による負傷者の救出。
7、火災等の発生 （派生的被害を含む）	25	飲食店厨房フライヤーから出火する。	消火器による初期消火。排煙装置起動。煙が多い場合、濡れたハンカチで口を覆い、低い姿勢をとり、非常口誘導灯をたよりに避難。
	26	テナント工事中の溶接火花から可燃物に着火する。	消火器による初期消火を行い、鎮火させる。
8、人的被害	27	迷子の子どもの多数発生する。	迷子預かり所を設置。子供がパニックを起こさないようカウンセラーを配置する。
	28	多目的集会場や店舗フロアで停電が発生。暗闇で女性・子供などが大声で騒ぐ。	非常用放送設備にて避難誘導のアナウンスをするとともに、落ち着くよう促す。
	29	店舗フロアにおいて、テナントごとの避難指示が噛み合わず、来場者の避難が混乱する。	パニック防止放送を行う。避難誘導員を配置し、複数の避難経路に人を分散させる。
	30	イベント会場（トークショー）にいる在館者に不確かな情報が錯綜する。	安全情報（施設の対応方針等）を在館者に知らせる。
	31	落下してくるガラスの破片による負傷者が発生する。	医療チーム派遣の要請。応急救護所の設置。
	32	地下街飲食店からの出火により、煙吸引による負傷者が発生する。	安全な場所に負傷者を搬送する。救急隊到着までに応急手当を行う。
	33	ショッピングフロアで、女性利用客が転倒した什器の下敷きになる。	救助チーム・医療チーム派遣の要請。バール・ジャッキなどで救出を試みる。

別表 2

防火・防災管理業務委託状況表

防火・防災管理者の業務委託				
防火・防災管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕		氏名（名称）		
		住所（所在地）		
		電話番号		
受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）	
			☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	
			☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務	
			☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ）	
	方法		常駐場所	
			常駐人員	
			委託する防火対象物の区域	
			委託する時間帯	
	巡回方式	範囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検など）	
			☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	
			☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務	
			☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）	
	方法		巡回回数	
			巡回人員	
			委託する防火対象物の区域	
			委託する時間帯	
	遠隔移報方式	範囲	通報登録番号	
			☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）	
方法		現場確認要員の待機場所		
		到着所要時間		
		委託する防火対象物の区域		
		委託する時間帯		

（備考）「受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

別表 3

予防管理表

[illegible]

消防用設備等自主点検チェック表（定期）

実施設備	確 認 箇 所	点検結果
消火器 (年 月 日)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (年 月 日)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯が点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の積み上げなど)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害がないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。	
	(5) 制御弁が閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日)	(1) 散水の障害がないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備 (年 月 日)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形がないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化消火設備 粉末消火設備 (年 月 日)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 主導起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
自動火災報知設備 (年 月 日)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日)	(1) 表示等は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切りの変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	

実施設備	確認箇所	点検結果
漏電火災報知器 (年 月 日)	(1) 電源表示は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により放送ができるか確認する。	
誘導灯 (年 月 日)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2) 道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯がてんとうしているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上障害となるものがないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯が点灯しているか。	

実施設備	確 認 箇 所	点検結果
無線補助設備 (年 月 日)	(1) 端子箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。	
	(2) 通話状況は良好か。	
備 考		
点検実施者氏名		防火・防災管理者確認

(備考) 不備、欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建物構造	（１）基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ等がないか。	
	（２）柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化箇所等がないか。	
	（３）天井 ① 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	② 天井取り付けの照明器具等の固定に脱落のおそれのあるゆるみ等がないか。	
	（４）防煙垂壁 ひび割れ・脱落等がないか。	
	（５）窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
防火施設	（１）構造及び開口部	
	① 防火戸取り付け部の壁体にひび割れ等の不具合等がないか。	
	② 防火戸の内外に防火上支障となる可燃物及び避難の障害となる物品等をおいていないか。	
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	（２）防火区画	
	① 防火区画を構成する壁・天井に破損がないか。	
	② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	
	③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。	
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
避難施設	⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じないか。	
	⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	（１）通路	
	① 有効幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる看板・ディスプレイ等の障害物を配置していないか。	
	（２）階段	
	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
	② 階段室の内装は不燃材料となっているか。	
	③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	
	④ 非常用照明がバッテリーで転倒するか。	
	（３）避難口	
	① 扉の開放方向は、避難上支障ないか。	
	② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
	③ 避難階段等に通ずる出入り口の幅は適切か。	
	④ 避難階段等に通ずる出入り口・屋外への出入り口の付近に障害物はないか。	

防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）

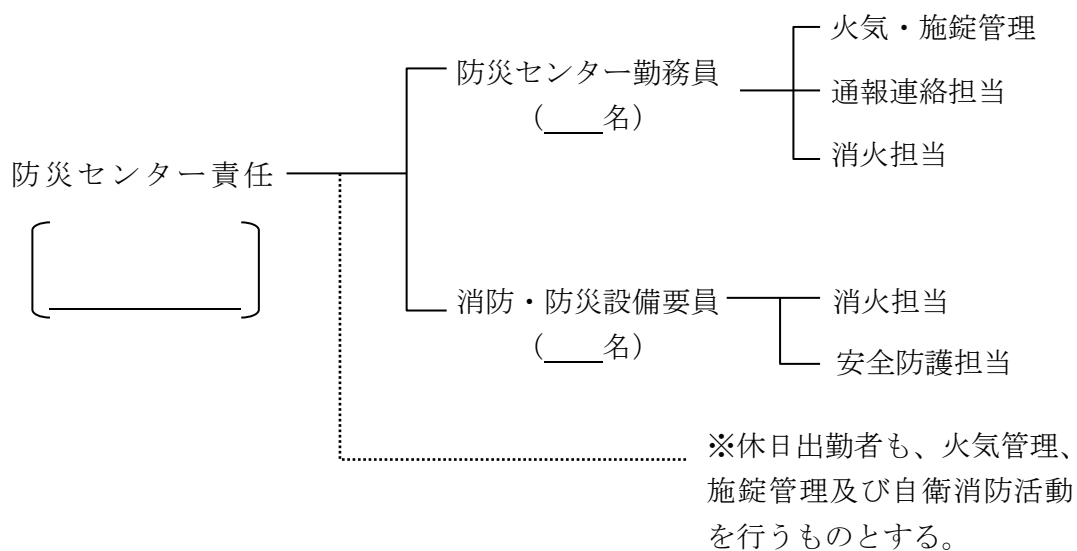
実施項目及び確認箇所		検査結果
火気使用設備器具	(1) ガス配管の老朽化、亀裂、損傷、漏洩がないか。	
	(2) 排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また可燃物品から適正な距離が保たれているか。	
	(3) 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	
	(4) 火気使用設備器具の周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	(1) 変電設備	
	① 変電室の天井・壁・床等に漏水箇所等がないか。	
	② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	
	③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
	(2) 電気器具等	
	① 照明器具等の固定状況に脱落のおそれのある緩み等がないか。	
	② タコ足の接続をしていないか。	
	③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危険物施設	(1) 少量危険物施設等（ボイラー設備等）	
	① 標識・掲示板は掲げられているか。	
	② 区画の壁体に亀裂、損傷等がないか。防火戸の開閉に異常がないか。	
	③ 危険物の漏れ、あふれ、飛散がないか。	
	④ タンクからの漏洩がないか。	
	⑤ 容器の転倒、落下防止措置がされているか。	
	(2) 指定可燃物施設	
	① 標識は掲げられているか。	
	② 貯蔵取扱場所の周辺に火気がないか。	
	③ 整理整頓がされているか。	
固定等	(1) 各種施設設備の固定ボルト等に地震動によって移動するおそれが生じるような腐食が生じていないか。	
	(2) ロッカー、商品陳列ケース、棚、看板等の転倒、移動、落下防止の措置が行われているか。	
点検実施日		点検実施者氏名
		防火・防災管理者確認

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。

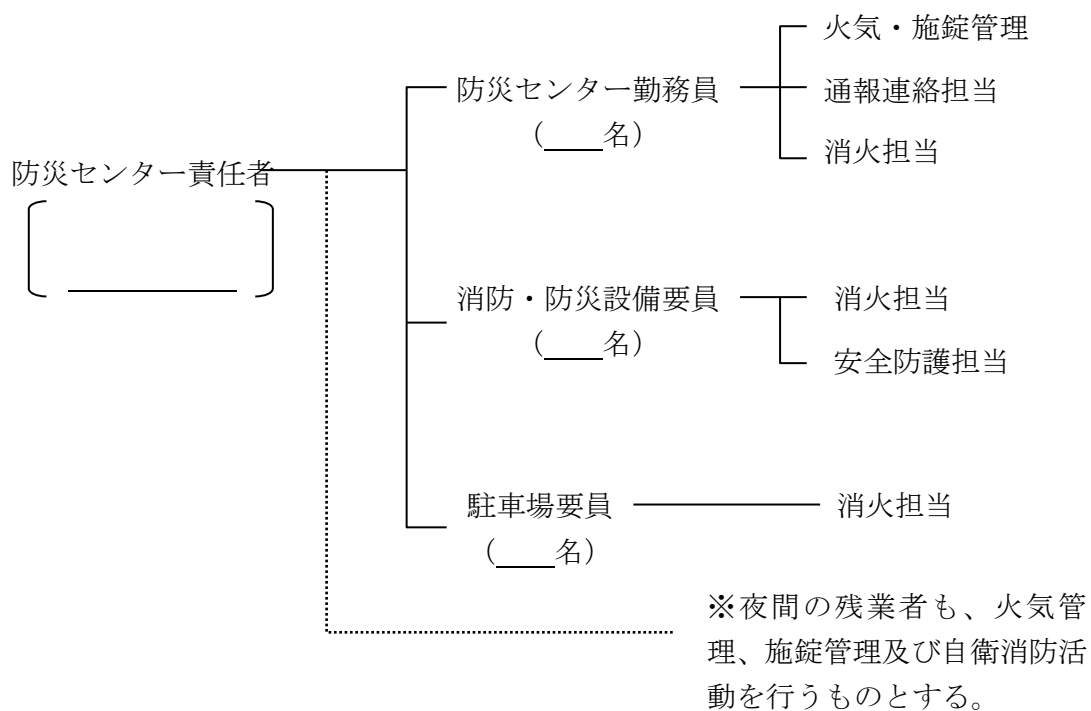
（凡例）○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

休日・夜間等の防火・防災管理体制

1. 休日の指揮体制



2. 夜間の指揮体制



別表 7

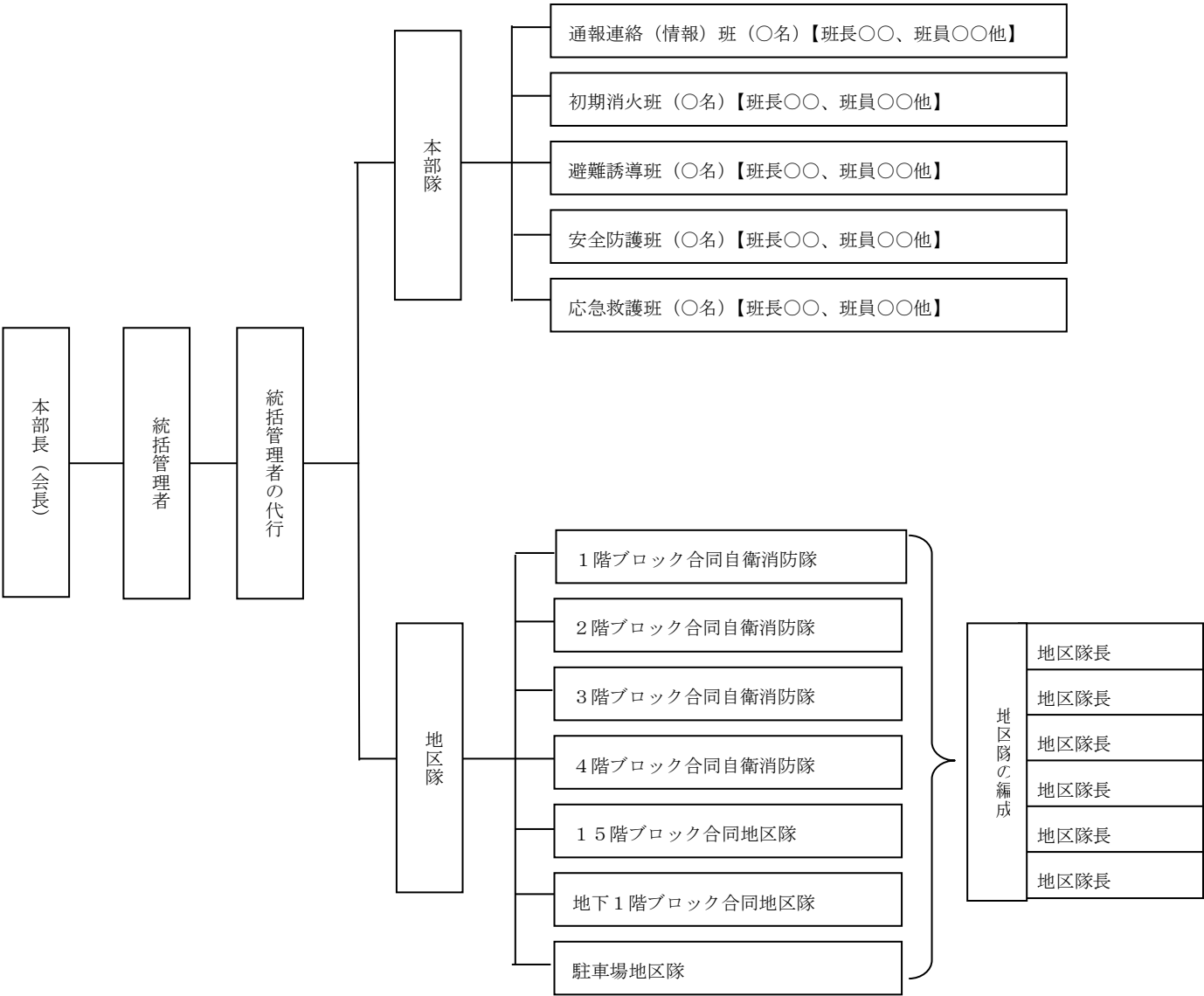
転倒・落下・移動防止措置等の自主検査チェック表（定期）（例）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建物 周囲等	街灯の支柱の固定状況（ボルト等の緩み・腐食・変形・損傷）	
	照明器具の取り付け状況（ボルト等の緩み・腐食）、本体の変形・損傷	
	看板及びモニュメント等の固定状況（ボルトの緩み・腐食）、本体の腐食・変形・損傷	
	屋外階段の床面の亀裂・変形・損傷、手すりの取り付け状況等	
	自動ドア、回転ドアの取り付け状況、作動状況等	
屋 上	水槽の固定状況（ボルトの緩み・腐食・変形）、本体の腐食・変形・損傷	
	配管等の固定の状況、接合部の状況（漏れ・腐食・変形）	
	フレキシブルチューブ等緩衝装置の状況（腐食・変形・損傷）	
	外壁清掃用ロボットアーム又はゴンドラ等の取り付け状況、本体の腐食・変形・損傷・安全装置の機能	
	その他の設備等の固定状況	
エン ト ラ ン ス ・ ロ ビー	照明設備の取り付け状況（固定ボルトの緩み等）、本体の変形・損傷	
	天井吊り下げ看板等の固定状況・吊り下げロープ、本体の変形・損傷	
	看板、モニュメント等の固定状況、変形・損傷	
	大型の室内植栽等の固定、移動防止措置の状況	
	長いす、ベンチ等の固定、移動防止措置の状況	
電 気 ・ 空 調 ・ 機 械 室 等	設備・機器間及び壁体との間隔が保たれているか（物品等を置いていないか）	
	設備・機器の固定状況（固定ボルトの緩み・腐食・変形・損傷）	
	配線、配管等の状況（固定・腐食・変形・損傷）	
	フレキシブルチューブ等の緩衝装置の状況（腐食・変形・損傷）	
	壁体に亀裂等による漏水等がないか。	
	区画となる防火戸の腐食・変形・損傷及び閉鎖機能	
	ダクトの固定状況（固定ボルトの緩み・腐食・変形・損傷）	
点検実施日		防火・防災管理者確認

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。

（凡例）○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

自衛消防組織の編成表（例）



◎ブロック合同地区隊

- ① 同一階の各部署が合同で自衛消防組織を編成する。
- ② 地区隊長は、規模（面積、人員等）の大きな部署の責任者とする。
- ③ 隊員数は、各部署の従業員数を勘案して指定する。

ブロック合同地区隊の編成（例）

地 下 1 階 合同自衛消防隊	事業所名	防火・防災管理者	従業員数	ブロック隊員数
	〇〇課〇〇係	※課長補佐〇〇〇〇	1 2 人	4 人
	〇〇課××係	係長	6 人	2 人
	売店	店長	3 人	1 人
	食堂	マネージャー	1 0 人	3 人

※〇〇支店の支店長を地区隊長とする。

自衛消防組織の任務

1. 本部隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発令された場合の組織編成	警戒宣言が発令された場合の任務
指揮班・通報連絡（情報）班	1. 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2. 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡 3. 地下街にいる人達への指示 4. 関係機関や関係者への連絡 5. 消防用設備等の操作運用 6. 避難状況の把握 7. 地区隊への指示 8. その他必要な事項	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	1. 報道機関等により東海地震注意報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、統括管理者に連絡する。 2. 周辺地域の状況を把握する。 3. 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により地下街残留者に周知を図る。 4. 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5. 地下街残留者の調査をする。 6. その他
初期消火班	1. 出火場所に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2. 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3. 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当班として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物点検及び保安の措置を講じる。
避難誘導班	1. 出火場所に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2. 非常口の開放及び開放の確認 3. 避難上障害となる物品等の除去 4. 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5. ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、顧客及び通行人等の案内及び誘導を行う。
安全防護班	1. 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2. 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3. エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。
応急救護班	1. 応急救護所の設置 2. 負傷者の応急救置 3. 救急隊との連携、情報の提供	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。

2. 地区隊の任務

班	災害発生時の任務	警戒宣言が発令された場合 の組織編成	警戒宣言が発令された場合の任務
通報連絡 (情報) 班	防災センターへの通報及び隣接事業所等への連絡	通報連絡(情報)班は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班	負傷者に対する応急処置	応急防護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。

別表 10

自衛消防活動装備品リスト（例）

任務別	資 器 材	有無
指 揮	消防計画（自衛活動要領）	
	建築図面（平・配管電気設備）	
	名簿（従業員・宿泊者入院等）	
	携帯用拡声器	
通報連絡	非常通報連絡先一覧	
初期消火	消火器具	
避難誘導	マスターキー	
	切断機具（ドアチェーン等切断用）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）	
	携帯用拡声器	
	照明器具（懐中電灯等）	
安全防護	キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）	
	救助器具（ロープ、バール、ジャッキ等）	
	建物図面（平面・配管・電気設備等）	
応急救護	応急医薬品	
	担架	
	車椅子	
そ の 他	個人装備品（災害用活動服、ヘルメット、運動靴、手袋、警笛）	
	トランシーバー	
	非常用搬出品（契約書類、台帳、P C、電子記録等）	

※資機材は、持ち出しやすい場所に備蓄・保管する。

※備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管する。

※食糧（缶詰、乾パン等）：必要日数×必要人数分

※飲料水（目安1日／3リットル）：必要日数×必要人数分

別表 1 1

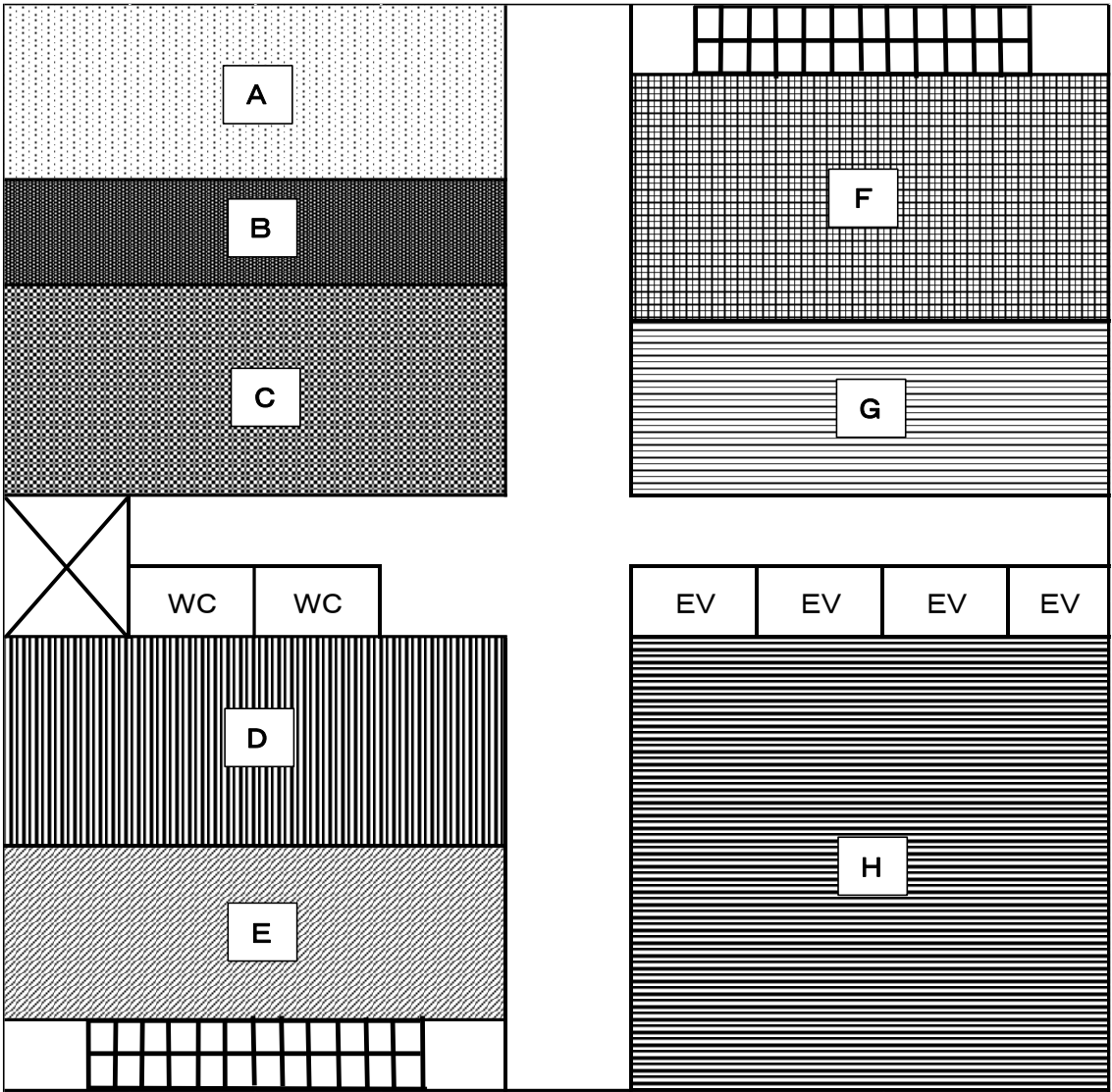
自衛消防訓練実施結果記録書

実 施 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実 施 場 所					
実 施 範 囲	全 体 ・ 部 分 (棟 階)				
訓 練 想 定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	☐ 火災 ・ ☐ 地震 ・ ☐ その他の災害 () 具体的な内容：				
訓 練 項 目 等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	☐ 総 合 訓 練			名	
	個別 訓練	☐ 消火訓練	名	☐ 通報訓練	名
		☐ 避難訓練	名		
		☐ その他 ()			名
訓 練 参 加 者 内 訳	従業者 ・ 居住者等 (全員 ・ 一部) 名 (うち パート・アルバイト 名) 参加者内訳：自衛消防隊員 名 (うち 防災センター勤務者 名、本部隊員 名、地区隊員 名)				
訓 練 指 導 者	職 氏名				
結 果 へ の 意 見	全体の評価				
	推 奨 事 項				
	反 省 点				
記 録 作 成 者	職 氏名				

備考 1. 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。

2. 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。

【〇〇ビル□□階平面図】



占有部分	部署名	責任者名	備考
A			
B			
C			
D			
E			
F			
G			
H			

別図 2

避難判断基準（例）

